2025年4月1日

吸収合併に関する事後開示書面

東京都千代田区紀尾井町1－3
バリューコマース株式会社
代表取締役　　香川　仁

当社は、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ダイナテック株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1．吸収合併が効力を生じた日

2025年4月1日

2．吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社に対し本合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2025年2月3日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者への個別催告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3．吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 差止請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、本合併の差止請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の買取請求手続きについて、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、2025 年 2 月 3 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債およびその他権利義務の一切を承継しました。

5．会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6．吸収合併による変更の登記をした日

2025 年 4 月 30 日（予定）

7．その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

（別紙）

2025年1月31日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都千代田区紀尾井町1－3
ダイナテック株式会社
代表取締役　　安房　正浩

当社は、2025年1月31日付でバリューコマース株式会社（以下「バリューコマース」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、バリューコマースを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととといたしました。

本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1．吸収合併契約の内容

別紙1の吸収合併契約書のとおりです。

2．合併対価の定めの相当性に関する事項

本合併に際しては、当社の株主に対しては存続会社であるバリューコマースの株式その他の資産の割当てを行わず、また、本合併により存続会社の資本金および準備金は増加しませんが、いずれについても、存続会社であるバリューコマースは当社の発行済み株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

3．新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4．存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5．消滅会社に関する事項

(1) 成立の日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(2) 成立の日における貸借対照表

以下のとおりです。

6．吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込に関する事項

2024年12月末日現在、存続会社および消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は以下の通りです。

存続会社：	資産の額：	19,518百万円
	負債の額：	6,432百万円
	純資産の額：	13,086百万円
消滅会社：	資産の額：	848百万円
	負債の額：	776百万円
	純資産の額：	72百万円

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、存続会社の収益状況およびキャッシュフロー等に鑑みて、存続会社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

(別紙1)

吸収合併契約書

バリューコマース株式会社（以下「甲」という。）とダイナテック株式会社（以下「乙」という。）は、２０２５年１月３１日付で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収合併）
甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をする。

第２条（商号及び住所）
甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。
(1) 甲（吸収合併存続会社）
商号　バリューコマース株式会社
住所　東京都千代田区紀尾井町１番３号
(2) 乙（吸収合併消滅会社）
商号　ダイナテック株式会社
住所　東京都千代田区紀尾井町１番３号

第３条（合併対価）
甲は乙の発行済株式すべてを所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる甲の株式等は交付しない。

第４条（効力発生日）
本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、２０２５年４月１日とする。ただし、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第５条（株主総会）
１．甲は、会社法７９６条２項に基づき、本契約について同法７９５条１項に定める株主総会の決議を得ることなく本合併を行うものとする。
２．乙は、会社法７８４条１項に基づき、本契約について同法７８３条１項に定める株主総会の決議を得ることなく本合併を行うものとする。

第６条（会社財産の管理）
甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、財産の管理を行なう。

第７条（本契約条件の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは本合併を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意により、本合併の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第８条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議し合意により、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書１通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が１通を保有し、写しを乙が保有する。

２０２５年1月３１日

甲：　東京都千代田区紀尾井町１番３号
バリューコマース株式会社
代表取締役　香川　仁

乙：　東京都千代田区紀尾井町１番３号
ダイナテック株式会社
代表取締役　安房 正浩